

桂川緑地久我橋東詰公園の利用料金上限額等の改定及び 運営状況について

桂川緑地久我橋東詰公園は、サッカー場、少年サッカー場、フットサル場、運動場兼ソフトボール場及びテニスコートを備え、広く市民の皆様に利用されています。

運営は、以下2に示すとおり、利用者が支払う利用料金だけでは賅えないため、不足分については、公費負担（施設を利用しない方を含めた市民の税金で負担）により賅われています。

厳しい財政状況下においても、施設の運営を持続可能なものとするため、受益者負担適正化の取組みを進めており、令和5年4月1日に利用料金の改定を予定しています。

1 利用料金の改定額

改定内容の詳細については、別紙を御参照ください。

施設名称	単位	現行		改定後	
		平日	土日祝	平日	土日祝
第1球技場(サッカー場)	1面1時間	830円	2,720円	据置	3,400円
運動場兼ソフトボール場					
第2球技場(少年サッカー場)		730円	2,200円		2,750円
第3球技場(フットサル場)		520円	1,780円		2,220円
テニスコート		730円	940円		1,170円

※平日は稼働率が低いいため料金を据置

※実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定

2 運営状況

＜施設稼働率＞ 16%

＜支出＞ 1施設1時間当たり 2,080円（総額 18百万円）

運営経費 2,080円

＜収入＞ 1施設1時間当たり 1,560円（総額 14百万円）

利用料金 (改定前) 1,320円 (64%) (改定後) 1,560円 (75%)	(改定前) 差額 760円 (36%) (改定後) 差額 520円 (25%)  市民の税金で負担(公費で負担)
--	---

改定前の時点で、公費負担がない場合、1施設1時間当たり2,080円のご負担が必要なところ、公費で760円負担することで1,320円に軽減

改定後も520円の公費負担を継続し、利用者負担の増加を可能な限り抑制

野球場等の利用料金上限額等の改定及び運営状況について

京都市の有料野球場（わかさスタジアム京都、横大路運動公園及び京北運動公園を除く。）は、市内に14箇所（伏見桃山城、岡崎、吉祥院、殿田、岩倉東、一乗寺、朱雀、上烏羽、三栖、東野、勸修寺、牛ヶ瀬、小畑川中央、伏見）あり、広く市民の皆様にご利用されています。

運営は、以下2に示すとおり、利用者が支払う利用料金だけでは賸えないため、不足分については、公費負担（施設を利用しない方を含めた市民の税金で負担）により賸われています。

厳しい財政状況下においても、施設の運営を持続可能なものとするため、受益者負担適正化の取組みを進めており、令和5年4月1日に利用料金の改定を予定しています。

1 利用料金の改定額（主なもの）

改定内容の詳細については、別紙を御参照ください。

施設名称	単位	現行		改定後	
		平日	土日祝	平日	土日祝
岡崎, 吉祥院, 伏見桃山城野球場	1面1時間	2,090円	3,450円	2,610円	4,310円
一乗寺, 岩倉東, 朱雀, 東野, 勸修寺, 殿田, 上烏羽, 牛ヶ瀬, 小畑川中央, 三栖, 伏見, 伏見桃山城野球場兼運動場		1,670円	2,720円	2,080円	3,400円

※実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定

2 運営状況

<施設稼働率> 41%

<支出> 1施設1時間当たり 2,360円（総額 78百万円）

運営経費 2,360円

<収入> 1施設1時間当たり 1,770円（総額 59百万円）

利用料金 (改定前) 1,430円 (60%) (改定後) 1,770円 (75%)	(改定前) 差額930円 (40%) (改定後) 差額590円 (25%)  市民の税金で負担（公費で負担）
---	---

改定前の時点で、公費負担がない場合、1施設1時間当たり2,360円のご負担が必要なところ、公費で930円負担することで1,430円に軽減

改定後も590円の公費負担を継続し、利用者負担の増加を可能な限り抑制

テニスコートの運営について

京都市のテニスコート（宝が池公園運動施設，桂川緑地久我橋東詰公園，京北運動公園を除く）は，市内に5箇所（西院公園，小畑川中央公園，岡崎公園，三栖公園，勸修寺公園）あり，広く市民の皆様に利用されています。

テニスコートの収入と支出（令和元年度）

<料金体系(主なもの)>

○平日 1,670円/1面・1時間 土日祝 2,090円/1面・1時間

<施設稼働率>

○全施設平均 57.3%

<支出>

年間総額 3,700万円
利用1面・1時間当たりの運営経費 160円

いずれも概数
10円単位で四捨五入

管理運営費 150円	改修費 10円
---------------	------------

<収入>

年間総額 1.5億円
利用1面・1時間当たりの収入 930円

利用料 930円

吉祥院公園球技場の運営について

吉祥院公園球技場は、サッカーやラグビーの利用を主とした人工芝球技場であり、練習から競技大会まで、年間を通じて、多くの市民の皆様に利用されています。

吉祥院公園球技場の収入と支出（令和元年度）

<料金体系（主なもの）>

平日 3,340 円/1 時間 土日祝 5,430 円/1 時間

<施設稼働率>

84.4%

年間総額 1,166 万円

<支出>

利用 1 時間当たりの運営経費 3,210 円 (A)

いずれも概数
10 円単位で四捨五入

管理運営費 3,170 円	改修費 40 円
------------------	-------------

年間総額 1,165 万円

<収入>

利用 1 時間当たりの収入 3,200 円 (B)

年間総額 1 万円

(A) - (B)

利用料 3,200 円 (99.9%)

差額 10 円(0.1%)

市民の税金で負担
(公費で負担)

下鳥羽公園球技場の運営について

下鳥羽公園球技場は、サッカー利用を主とした人工芝の球技場であり、練習から競技大会まで、年間を通じて、多くの市民の皆様に利用されています。

下鳥羽公園球技場の収入と支出（令和元年度）

<料金体系（主なもの）>

平日 2,610円/1時間 土日祝 3,660円/1時間

<施設稼働率>

89.5%

年間総額 1,600万円

<支出>

利用1時間当たりの運営経費 4,150円 (A)

いずれも概数
10円単位で四捨五入

管理運営費 3,730円	改修費 420円
-----------------	-------------

<収入>

年間総額 1,000万円

利用1時間当たりの
収入 2,610円 (B)

年間総額 600万円

利用料 2,610円 (62.9%)

(A) - (B)
差額 1,540円
(37.1%)

市民の税金で負担
(公費で負担)

- 公費負担がない場合の単純な試算を行うと、利用料は現行の1.6倍の額が必要となります。
- 施設を利用しない方も含めた市民の負担（公費負担）により、現行の利用料で施設が運営されています。

施設の運営費は、利用者の負担（施設利用料等）と公費負担（市民の皆様に納めていただく税金）などにより賄われています。

施設運営の現状について「見える化」を進め、施設の状態に応じた収支改善の取組（料金値上げ（受益者負担の適正化）、維持管理コストの見直し、施設の目的を踏まえた稼働率の向上等）を進めてまいります。

桂川緑地久我橋東詰公園、野球場等の 都市公園有料運動施設の利用料金上限等改定額

都市公園有料運動施設について、桂川緑地久我橋東詰公園、野球場等以外（球技場、テニスコート等）の施設利用料金は改定を行いませんが、同種・同等の利用がなされているその他の利用料金（付属設備等）は、改定を行う他の施設との料金格差・不公平が生じないように、令和5年4月1日に以下のとおり改定を予定しています。

1 施設料金（改定するものを抜粋）

（1）野球場等（改定率 25%）

施設名称	単位	利用料金	
		平日	土日祝
岡崎, 吉祥院, 伏見桃山城野球場 (横大路硬式野球場も同一)	1面1時間	2,610	4,310
一乗寺, 岩倉東, 朱雀, 東野, 勸修寺, 殿田, 上鳥羽, 牛ヶ瀬, 小畑川中央, 三栖, 伏見, 伏見桃山城野球場兼運動場		2,080	3,400

（2）桂川緑地久我橋東詰公園（土日祝のみ改定率 25%）

施設名称	単位	利用料金	
		平日	土日祝
第1球技場(サッカー場)	1面1時間	(据置) 830	3,400
運動場兼ソフトボール場			
第2球技場(少年サッカー場)		(据置) 730	2,750
第3球技場(フットサル場)		(据置) 520	2,220
テニスコート		(据置) 730	1,170

2 付属設備（改定するものを抜粋）（改定率 5～25%）

区分	利用単位	単位期間	利用料金
更衣室（伏見桃山城運動公園野球場のみ）	1室	1日	880
役員室（伏見桃山城運動公園野球場のみ）	1室	1日	1,900
審判控室（伏見桃山城運動公園野球場のみ）	1室	1日	1,260
放送室（伏見桃山城運動公園野球場のみ）	1室	1日	5,080
		1時間	1,260
夜間照明 伏見桃山城運動公園 野球場兼運動場	1面分	1時間	1,300
拡声器（電源を含む。）	1台	1時間	650
スコアボード	一式	1時間	岡崎公園 野球場
			伏見桃山城運動公園 野球場
大会用テント（大）	1張	1日	1,060
大会用テント（小）			520
補助いす	1脚	1日	100
長机			210

3 供用時間外の利用料金（新規）

供用時間外の利用料金の上限額を、各利用料金の3倍に相当する額とします。

4 入場料を徴収する場合の利用料金（新規）

利用者が入場料を徴収する場合、その収入額の100分の15（注）に相当する額が利用料金を超えるときの利用料金は、その収入額の100分の15（注）に相当する額とします。

注 学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としない者により行われる催物に使用する場合は、100分の10

5 構内地の利用（改定率5%）

区分	利用単位	単位	利用料金
広告等を表示し、又は掲出する期間	1箇月未満	1平方	3,280
	1箇月以上	メートル	11,020

※ 実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定します。